

鹿児島市

介護施設ボランティアポイント事業 高齢者いきいきポイント推進事業

登録者用テキスト



鹿児島市すこやか長寿部 長寿あんしん課
鹿児島市社会福祉協議会 ボランティアセンター

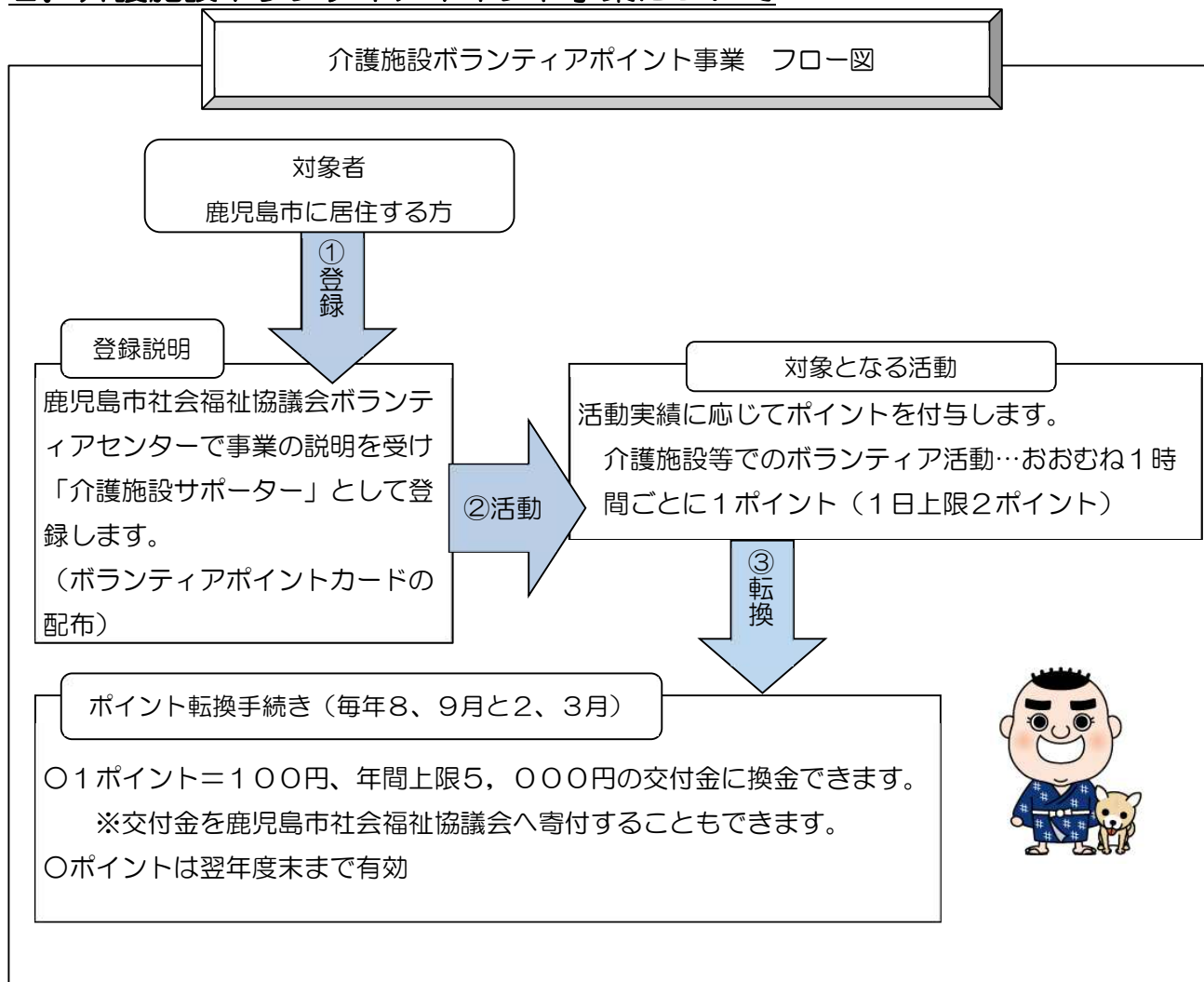
目 次

- I. 両事業の目的・対象者・対象活動（全体像）・・・・・・・・・・ 1 ページ
- II. 介護施設ボランティアポイント事業について・・・・・・・・・・ 2 ページ
- III. 高齢者いきいきポイント推進事業について・・・・・・・・・・ 8 ページ

I. 両事業の目的・対象者・対象活動（全体像）

	介護施設ボランティアポイント事業	高齢者いきいきポイント推進事業
目的	市民の介護分野への関心を高めるとともに、地域全体で高齢者を支える意識を高める。	高齢者の社会参加や生きがいづくりを促進するとともに、介護予防を推進する。
対象者	<u>本市に居住している方</u>	<u>65 歳以上の鹿児島市民（介護保険制度の第 1 号被保険者）で、要支援・要介護認定を受けていない方</u>
対象活動	介護施設等でのボランティア活動	A.鹿児島市社会福祉協議会が募集、管理するボランティア活動 B.障害福祉サービス支援事業所等でのボランティア活動 C.特定健康診査、長寿健康診査の受診
活動例	・レクリエーション等の指導、参加支援 ・お茶出しや食事の配膳、下膳の補助 ・行事等の手伝い ・外出、館内移動の補助 ・高齢者の話し相手 など	A. ・期日指定ボランティア ・赤い羽根共同募金 など B. ・レクリエーション等の指導、参加支援 ・お茶出しや食事の配膳、下膳の補助 ・行事等の手伝い など
ポイント	1 時間の活動につき 1 ポイント、 1 日上限 2 ポイント	A、B. 1 時間の活動につき 1 ポイント、 1 日上限 2 ポイント C. 1 回の受診につき 2 ポイント、年 1 回のみ
年間付与ポイント数の上限	50 ポイント	35 ポイント
転換 交付金の 交付等	1 ポイント＝100 円 年間 5,000 円まで換金可能 （鹿児島市社会福祉協議会への寄付も可） ただし、有効期限内のポイントのみ	1 ポイント＝100 円 年間 3,500 円まで換金可能 （鹿児島市社会福祉協議会への寄付も可） ただし、有効期限内のポイントのみ
獲得した ポイントの 有効期限	獲得した年度の翌年度末まで （例：7 年度に獲得したポイントの有効期限は 8 年度末まで）	

Ⅱ. 介護施設ボランティアポイント事業について



1. 介護施設サポーターの登録等

(1) 「介護施設サポーター」の登録

事業に参加するためには、鹿児島市社会福祉協議会ボランティアセンターで事業の説明を受け、「介護施設サポーター」として登録する必要があります。説明終了後に「鹿児島市介護施設ボランティアポイント事業参加登録申請書」を記入し、提出してください。

なお、本市に居住しているかどうかを確認するため、現住所が記載された本人確認書類（運転免許証やマイナンバーカード等）を確認させていただきます。

また、未成年者（18歳未満）が登録を希望する際は、親権者（又は未成年後見人）からの同意が必要です。

「介護施設サポーター」として登録された方には、ポイントを管理するための「ボランティアポイントカード」をお渡しします。

○「ボランティアポイントカード」

- ・介護施設ボランティアポイント事業用は、高齢者いきいきポイント推進事業用と一体になっています。

※ポイントカードのイメージ

(ポイント押印欄)

介護施設ボランティアポイント事業

1. 対象活動
① 特定介護施設等でのボランティア活動
※毎月1回以上の活動で1ポイント(スタンプ1個)。1日1回2ポイントまで。

2. ポイント・転換交付金の交付等
① 年間付与ポイントの上限は30ポイントです。
② ポイントが加算・減算される場合があります。1年単位で繰り越すことが可能です。
③ 1ポイント=100円とし、今年度中に獲得したポイントと前年度に繰り越したポイントを合わせて最大も200円分の交付金に換算することが可能です。(交付金換算金年度は前年度に限り有効です。)

16	17	18	19	20
年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
21	22	23	24	25
年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
26	27	28	29	30
年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
31	32	33	34	35
年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日

36	37	38	39	40
年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
41	42	43	44	45
年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
46	47	48	49	50
年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日

[本事業のホームページ] [鹿児島市 介護施設ボランティアポイント事業](#) 検索

連絡先

【事業所に関すること】
・鹿児島市長寿あんしん課 TEL 216-1186
【ポイントの付与や、その他活動に関すること】
・鹿児島市社会福祉協議会 (ボランティアセンター) TEL 221-6072

こちらは「高齢者いきいきポイント推進事業」で得たポイントを管理するページです。事業の概要はP 8以降をご覧ください。

(ポイント押印欄)

(表紙・三つ折り)

高齢者いきいきポイント推進事業

1. 対象活動
① 特定介護施設等、鹿児島県内の受給
2 ポイント (スタンプ2個/年1回)
② 鹿児島市社会福祉協議会主催の事業、任意参加ボランティア活動等
③ 鹿児島市サービス事業、任意参加ボランティア活動
④ ①②③のいずれか1つの活動で1ポイント (スタンプ1個)。1日1回2ポイントまで

2. ポイント・転換交付金の交付等
① 年間付与ポイントの上限は30ポイントです。
② ポイントが加算・減算される場合があります。1年単位で繰り越すことが可能です。
③ 今年度獲得したポイントは、今年度中に獲得したポイントと前年度に繰り越したポイントを含めて最大も200円分の交付金に換算することが可能です。(交付金換算金年度は前年度に限り有効です。)

16	17	18	19	20
年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
21	22	23	24	25
年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
26	27	28	29	30
年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
31	32	33	34	35
年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日

[本事業のホームページ] [鹿児島市 高齢者いきいきポイント事業](#) 検索

連絡先

【事業所に関すること】
・鹿児島市長寿あんしん課 TEL 216-1186
【ポイントの付与や、その他活動に関すること】
・鹿児島市社会福祉協議会 (ボランティアセンター) TEL 221-6072

**高齢者いきいきポイント
介護施設ボランティアポイント**

**ボランティア
ポイントカード**

登録番号

氏 名

発行日 年 月 日

● ボランティア活動を行う際は、このカードを提示してスタンプをもらってください。
● カードを紛失した場合は、付与されたポイントは、無効・有効となりますが、新しいカードを発行します。
● ポイントが有効な限りすべて有効な場合、新しいカードを発行します。ボランティアセンターへご連絡ください。

鹿児島市長寿あんしん課

○ボランティア活動保険

- ・「介護施設サポーター」として登録する方は、活動中の事故に備え「ボランティア活動保険」に加入していただきます。
- ・加入費用 350 円は、市で負担します。
- ・次年度以降については、活動継続の意向を確認の上ボランティア活動保険の更新を行います。
- ・活動保険の詳細は、別紙パンフレットをご覧ください。

○本市に居住していることの確認

- ・「介護施設サポーター」として登録するにあたり、本市に居住していることを確認するため、現住所が記載された本人確認書類（運転免許証やマイナンバーカード等）が必要となります。

（２）「介護施設サポーター」の資格

以下の場合「介護施設サポーター」の登録資格を喪失します。

- ①死亡した場合
- ②鹿児島市外へ転出した場合

※資格を喪失した場合のポイントの取扱いは、P 6～7の「4. ポイントの転換（４）」をご覧ください。

（３）「介護施設サポーター」の年齢制限

「介護施設サポーター」の登録に年齢制限はありませんが、受入施設によっては、運営上の理由により活動者の年齢制限を設けている場合がありますので、活動する際は事前に活動を希望する受入施設へお問い合わせください。

※別紙「受入施設一覧」に各施設の年齢制限を一部掲載しています。

2. 対象となる活動

○介護施設等でのボランティア活動

ボランティア活動の対象施設は、特別養護老人ホームなどの介護施設等で、鹿児島市から受入施設として指定された施設です。

受入施設で行うボランティア活動に対し、おおむね 1 時間で 1 ポイント、1 日上限 2 ポイントを付与します。

別紙「受入施設一覧」をご覧ください、活動を希望する受入施設に直接電話連絡の上、ボランティア活動の内容や日にち、時間帯などについて話し合い、活動を行ってください。

なお、受入施設は、受入可能人数を超える場合や施設運営に支障を生じるおそれがある場合、「介護施設サポーター」の受入を制限することがあります。その場合は、再度日程等の調整を行ってください。

①受入施設

- ・詳細は別紙「受入施設一覧」をご覧ください

②ボランティア活動の内容

- ・レクリエーション等の指導、参加者の支援
- ・お茶出しや食事の配膳、下膳の補助
- ・行事等の手伝い
- ・外出、館内移動の補助
- ・高齢者の話し相手
- ・その他、施設職員と共に行う軽微かつ補助的な活動 など

③対象とならないボランティア活動

- ・施設利用者に関わらない行為など、本来施設職員が行うべき行為
- ・報酬、謝金等が支払われている活動
(ただし、交通費、活動中の食事や原材料費などの実費弁償程度が支給される場合を除く)
- ・もっぱら「介護施設サポーター」自身の親族等に対する活動
- ・受入施設の主催事業でないものに対する活動
- ・「介護施設サポーター」が入所または利用している介護施設等での活動

※感染症等の影響によっては、募集が中止になる場合があります。

3. ポイントの管理、付与

(1) ポイントの管理

ポイントの管理は、「ポイントカード」にスタンプを押印することで行います。

(1 ポイント＝スタンプ 1 個)

「ポイントカード」を紛失した場合は、新しいカードを発行しますが、付与されたポイントは無効となります。

(2) ポイントの付与方法

○介護施設等でのボランティア活動

ボランティア活動のポイントは、活動時間に応じて、施設職員がポイントを付

与します。活動を行う際は、必ず「ボランティアポイントカード」を持参してください。

(3) 付与ポイントの上限

年間の付与ポイントの上限は、50 ポイント（スタンプ 50 個）です。

4. ポイントの転換（換金）

蓄積したポイントは、1 ポイント＝100 円、年間上限 5,000 円の交付金に換金することができます。

※交付金を鹿児島市社会福祉協議会へ寄付することもできます。

(1) 申請期間

転換交付金の申請期間は、上期（8、9 月）と下期（2、3 月）です。

※上記期間以外は、転換交付金の交付申請はできません。

(2) 申請に必要な書類等

- ・「鹿児島市介護施設ボランティアポイント事業転換交付金の交付等申請書」
- ・「印鑑」（認印で可） ※鹿児島市社会福祉協議会へ寄付を希望する方のみ
- ・「ボランティアポイントカード」
- ・「申請者本人名義の振込先口座の通帳」等（写しでも可）

※銀行名、店番（支店名）、預金の種類、口座番号、口座名義人が記載されている通帳、キャッシュカード等を準備してください。

※未成年者（18 歳未満）が申請する際は、親権者（又は未成年後見人）からの同意が必要です。

(3) ポイントの繰り越し

ポイントの有効期限は、付与された年度から翌年度末までです。有効期限を過ぎたポイントは、交付金に換金できませんのでご注意ください。

(4) 「介護施設サポーター」の資格を喪失した場合の取扱い等

①死亡した場合

「介護施設サポーター」の資格は喪失し、ポイントも無効となります。ただし、転換交付金の交付申請後に死亡した場合は相続人に交付します。

②市外に転出した場合

「介護施設サポーター」の資格は喪失しますが、ポイントの有効期限内であれば転換交付金の交付申請を行うことができます。

※ポイントは、相続、譲渡、貸与することはできません。

5. 活動中の事故について

活動中、移動中に事故にあった場合は、速やかに鹿児島市社会福祉協議会ボランティアセンターにご連絡ください。

審査の上、要件を満たしている場合は保険金が支払われます。

ボランティア活動保険のお問い合わせ先

鹿児島市社会福祉協議会ボランティアセンター 099-221-6072

6. 今後の流れ

登録説明を受ける

「事業参加登録申請書」を記入し、「現住所が記載された本人確認書類等」を添えて申請

↓

「ボランティアポイントカード」の交付（現住所が記載された本人確認書類等がない場合は後日郵送）

↓

対象活動を行う（ポイントを貯める）

ボランティア活動を希望する受入施設を選択し、電話連絡の上、内容や日にち、時間帯を確認して活動する。

↓

転換交付金申請受付のお知らせ

↓

転換交付金申請書の提出（8、9月 2、3月）

審査後、ポイントに応じた転換交付金が口座に振り込まれる、もしくは鹿児島市社会福祉協議会へ寄付。

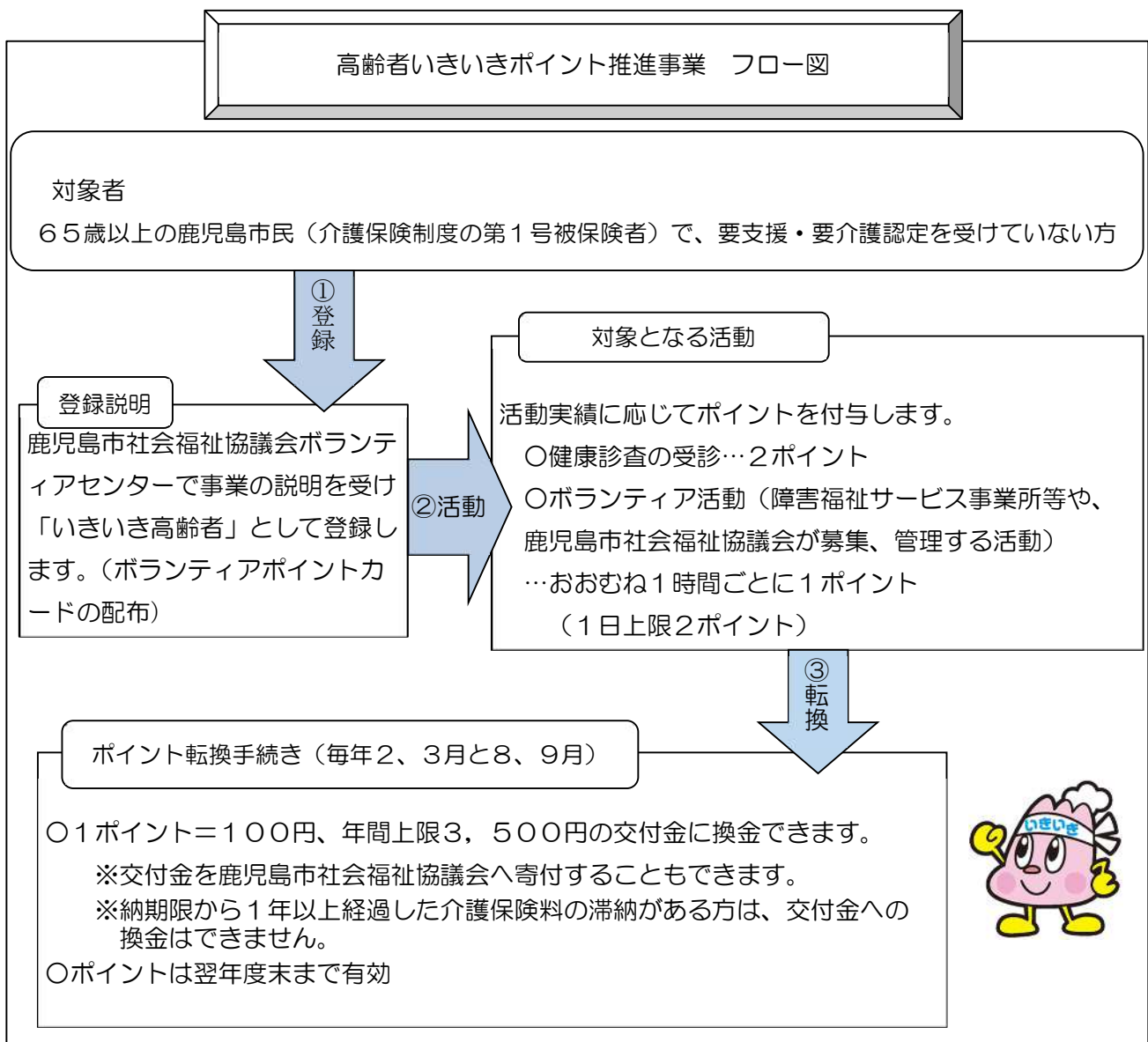
↓

次年度の活動について意向を確認（継続または辞退）。

↓

継続の方に次年度分「ボランティア活動保険加入カード」の送付（3月下旬）

Ⅲ. 高齢者いきいきポイント推進事業について



1. 「いきいき高齢者」の登録等

（1）「いきいき高齢者」の登録

事業に参加するためには、鹿児島市社会福祉協議会ボランティアセンターで事業の説明を受け、「いきいき高齢者」として登録する必要があります。説明終了後に「鹿児島市高齢者いきいきポイント推進事業参加登録申請書」を記入し、提出してください。

なお、要支援・要介護認定を受けていないことを確認するため、「介護保険被保険者証」を確認させていただきます。

「いきいき高齢者」として登録された方には、ポイントを管理するための「ボランティアポイントカード」をお渡しします。

○「ボランティアポイントカード」

- ・高齢者いきいきポイント推進事業用は介護施設ボランティアポイント事業用と一体になっています。

※ポイントカードのイメージ

こちらは「介護施設ボランティアポイント事業」で得たポイントを管理するカードです。事業の概要はP 2以降をご覧ください。

(ポイント押印欄)

The image shows a 'Nursing Facility Volunteer Point Card' (介護施設ボランティアポイント事業) with a large red X over it. The card includes a header with the title and a small cartoon character. Below the header is a table with 50 numbered boxes (1-50) for recording points. Each box contains a number and a date field (年 月 日). To the right of the table is a section for recording the total points and the date of the last update. At the bottom right, there is a QR code and contact information for the 'Kagoshima City Longevity Center' (鹿児島市長寿あんしん課).

(ポイント押印欄)

(表紙・三つ折り)

The image shows two cards. On the left is a 'High-Aged Ikiiki Point Promotion Card' (高齢者いきいきポイント推進事業) with a header, a table of 50 numbered boxes (1-50) for recording points, and a section for recording the total points and the date of the last update. On the right is a 'Nursing Facility Volunteer Point Card' (介護施設ボランティアポイント) with a header, a table of 50 numbered boxes (1-50) for recording points, and a section for recording the total points and the date of the last update. Both cards include a QR code and contact information for the 'Kagoshima City Longevity Center' (鹿児島市長寿あんしん課).

○ボランティア活動保険

- ・「いきいき高齢者」として登録する方は、活動中の事故に備え「ボランティア活動保険」に加入していただきます。
- ・加入費用 350 円は、市で負担します。
- ・次年度以降については、活動継続の意向を確認の上ボランティア活動保険の更新を行います。
- ・活動保険の詳細は、別紙パンフレットをご覧ください。

○介護保険被保険者証

- ・「いきいき高齢者」として登録するにあたり、鹿児島市の介護保険の被保険者であることや要支援・要介護認定を受けていないことを確認するため、「介護保険被保険者証」が必要となります。
- ・保険証は、65歳になられてから1週間程度で郵送しております。紛失された場合は、再発行の手続きが必要となります。

介護保険被保険者証のお問い合わせ先

鹿児島市介護保険課 保険料係 099-216-1279

(2) 「いきいき高齢者」の資格

以下の場合「いきいき高齢者」の登録資格を喪失します。

- ①死亡した場合
- ②鹿児島市外へ転出した場合
- ③要支援・要介護認定を受けた場合

※資格を喪失した場合のポイントの取扱いは、P 13の「4. ポイントの転換(4)」をご覧ください。

2. 対象となる活動

(1) 健康づくり・介護予防活動

特定健康診査(65歳から74歳まで)及び長寿健康診査(75歳以上)を受診された「いきいき高齢者」に、2ポイント(スタンプ2個)を付与します。

対象は、今年度登録日以降に受診した分です。

①特定健康診査(特定健診)

特定健診は、鹿児島市国民健康保険課、全国健康保険協会などから送付される「特定健康診査受診券」を用いて、集団会場(地域の小学校や保健センターなど)または医療機関のどちらかで受診できます。

※「いきいき高齢者」本人が社会保険被保険者となっている場合は、職場健診が対象となります。

特定健康診査のお問い合わせ先

国民健康保険の方：鹿児島市国民健康保険課 保健事業係

099-808-7505

※職場の健康保険に加入されている方は勤務先に確認してください。

②長寿健康診査（長寿健診）

長寿健診は、鹿児島市長寿支援課から年度初めに送付される「長寿健康診査受診券」を用いて、集団会場（地域の小学校や保健センターなど）または医療機関のどちらかで受診できます。

長寿健康診査のお問い合わせ先

鹿児島市長寿支援課 後期高齢者医療係 099-216-1268

（２）鹿児島市社会福祉協議会が募集、管理するボランティア活動

ボランティア活動の対象行事は市社協が募集、管理する活動で以下の通りです。
おおむね１時間で１ポイント、１日上限２ポイントを付与します。

- ・期日指定ボランティア（随時。こども食堂など活動は多岐にわたる。）
- ・赤い羽根共同募金（１０月～１２月）
活動内容・・・街頭募金活動（天文館、鹿児島中央駅 他）
- ・児童・生徒を対象にする講座等の支援ボランティア（学校からの依頼に応じて）
活動内容・・・出前講座等での準備、補助活動
- ・市社会福祉協議会主催の研修会等
活動内容・・・サマーボランティア体験参加者説明会

※感染症等の影響によっては、募集が中止になる場合があります。

（３）障害福祉サービス事業所等でのボランティア活動

おおむね１時間で１ポイント、１日上限２ポイントを付与します。

- ・レクリエーション等の指導、参加者の支援
- ・お茶出しや食事の配膳、下膳の補助
- ・行事等の手伝い
- ・外出、館内移動の支援補助
- ・利用者の話し相手
- ・その他、施設職員と共に行う軽微かつ補助的な活動 など

3. ポイントの管理、付与

(1) ポイントの管理

ポイントの管理は、「ポイントカード」にスタンプを押印することで行います。

(1 ポイント=スタンプ 1 個)

「ポイントカード」を紛失した場合は、新しいカードを発行しますが、付与されたポイントは無効となりますので、お気を付けください。

(2) ポイントの付与方法

① 特定健診、長寿健診

特定健診、長寿健診のポイントは、診断結果表により確認しますので、転換交付金の交付申請時に持参してください。(集団会場や医療機関でポイントの付与は行いません)

② 鹿児島市社会福祉協議会が募集、管理するボランティア活動や障害福祉サービス事業所等でのボランティア活動

ボランティア活動のポイントは、活動時間に応じて、鹿児島市社会福祉協議会職員や施設職員がポイントを付与します。

活動を行う際は、必ず「ボランティアポイントカード」を持参してください。

(3) 付与ポイントの上限

年間の付与ポイントの上限は、35 ポイント（スタンプ35 個）です。

4. ポイントの転換（換金）

蓄積したポイントは、1 ポイント=100 円、年間上限3,500 円の交付金に換金することができます。

※交付金を鹿児島市社会福祉協議会へ寄付することもできます。

※納期限から1 年以上経過した介護保険料の滞納がある方は、交付金への転換はできません。

(1) 申請期間

転換交付金の申請期間は、上期（8、9 月）と下期（2、3 月）です。

※上記期間以外は、転換交付金の交付申請はできません。

(2) 申請に必要な書類等

- ・「鹿児島市高齢者いきいきポイント推進事業転換交付金の交付等申請書」
- ・「印鑑」(認印で可) ※鹿児島市社会福祉協議会へ寄付を希望する方のみ
- ・「ボランティアポイントカード」
- ・「申請者本人名義の振込先口座の通帳」等(写しでも可)

※銀行名、店番(支店名)、預金の種類、口座番号、口座名義人が記載されている通帳、キャッシュカード等を準備してください。

- ・「健康診査受診結果票」(健康診査を受診した方のみ)

➡ このほか「健康診査受診結果通知書」や「健康診査記録票」、「受診日の記載と受診印の押印がある『国民健康保険被保険者証』」など、住所・氏名・受診日・受診したことが分かる書類であれば可。(検査結果の数値等は載っていなくてもよい。)

(3) ポイントの繰り越し

ポイントの有効期限は、付与された年度から翌年度末までです。有効期限を過ぎたポイントは、交付金に換金できませんのでご注意ください。

(4) 「いきいき高齢者」の資格を喪失した場合の取扱い等

①死亡した場合

「いきいき高齢者」の資格は喪失し、ポイントも無効となります。ただし、転換交付金の交付申請後に死亡した場合は相続人に交付します。

②鹿児島市外へ転出した場合

③要支援・要介護認定を受けた場合

「いきいき高齢者」の資格は喪失しますが、ポイントの有効期限内であれば転換交付金の交付申請を行うことができます。

※ポイントは、相続、譲渡、貸与することはできません。

5. 活動中の事故について

活動中、移動中に事故にあった場合は、速やかに鹿児島市社会福祉協議会ボランティアセンターにご連絡ください。

審査の上、要件を満たしている場合は保険金が支払われます。

ボランティア活動保険のお問い合わせ先

鹿児島市社会福祉協議会ボランティアセンター 099-221-6072

6. 今後の流れ

登録説明を受ける

「事業参加登録申請書」を記入し、「介護保険被保険者証」を添えて申請



「ボランティアポイントカード」の交付（介護保険被保険者証がない場合は後日郵送）



対象活動を行う（ポイントを貯める）

- ① 特定健診の受診
- ② 鹿児島市社会福祉協議会が募集・管理するボランティア活動に参加する。
- ③ 障害福祉サービス事業所等でのボランティア活動に参加する。



転換交付金申請受付のお知らせ



転換交付金申請書の提出（8、9月 2、3月）

審査後、ポイントに応じた転換交付金が口座に振り込まれる、もしくは鹿児島市社会福祉協議会へ寄付。



次年度の活動について意向を確認（継続または辞退）



継続の方に次年度分「ボランティア活動保険加入カード」の送付（3月下旬）

~Memo~

お問い合わせ先

○鹿児島市社会福祉協議会 ボランティアセンター

TEL 099-221-6072 FAX099-221-6075

E メールアドレス k-shakyo-vo6@dondon-net.or.jp

ホームページアドレス <https://www.dondon-net.or.jp/>

○鹿児島市すこやか長寿部 長寿あんしん課 地域包括ケア推進係

TEL 099-216-1186 FAX099-224-1539

E メールアドレス choujuanshin-chi@city.kagoshima.lg.jp

ホームページアドレス <https://www.city.kagoshima.lg.jp/>